

群馬県養豚場分娩舎・離乳舎前室整備事業補助金交付要綱

制定 令和 7 年 6 月 1 6 日 農第 3 0 8 1 2 - 2 号

第 1 趣旨

農業事務所長（以下「所長」という。）は、群馬県養豚場分娩舎・離乳舎前室整備事業実施要領（令和 7 年 6 月 1 6 日付け農第 3 0 8 1 2 - 2 号、以下「要領」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。その交付については、群馬県補助金等に関する規則（昭和 3 1 年群馬県規則第 6 8 号、以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

第 2 対象及び交付率等

第 1 に規定する補助対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

第 3 交付申請

- 1 規則第 4 条の規定に基づく申請書の様式は、別記様式第 1 号のとおりとする。
- 2 申請書の提出期日は、所長が定める日までとする。

第 4 変更承認申請

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、経費の配分又は事業内容の変更について、規則第 9 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、所長の承認を受けようとする場合には、別記様式第 2 号の変更承認申請書を所長に提出しなければならない。

第 5 軽微な変更

規則第 9 条第 1 項第 1 号に規定する知事があらかじめ定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

第 6 指示申請

補助事業者は、規則第 9 条第 2 項の規定に基づき所長の指示を求める場合には、事業が予定の期間に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した別記様式第 3 号の指示申請書を所長に提出しなければならない。

ならない。

第7 遂行状況報告

- 1 規則第10条に規定する報告は、補助金の交付の決定に係る年度の12月31日における遂行状況を別記様式第4号により作成し、当該年度の1月10日までに所長に提出するものとする。ただし、第8に定める概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。
- 2 所長は、前項に定める時期のほか、本事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認められるときは、補助事業者に対して当該補助金の遂行状況報告を求めることができる。

第8 概算払請求

補助事業者は、規則第7条第2項の規定に基づき概算払いにより補助金を受けようとする場合は、別記様式第5号の概算払請求書を所長に提出するものとする。

第9 実績報告

- 1 規則第11条の規定に基づく実績報告書の様式は、別記様式第6号のとおりとする。
- 2 実績報告書の提出期日は、原則として事業完了後1ヶ月又は事業実施年度の3月10日のいずれか早い日とする。ただし、所長が別に指定したときは、指定された日までとする。

第10 消費税等の取扱

- 1 市町村長は、第3の交付申請書を提出するに当たって、各事業実施主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

2 前項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、実績報告書を提出するに当たって、前項ただし書に該当した各事業実施主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の額から減額して報告しなければならない。

3 第1項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第7号により速やかに所長に報告するとともに、所長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定のあった日の翌年5月31日までに、同様式により所長に報告しなければならない。

第11 流用の禁止

事業実施主体及び農場の相互間における経費の流用をしてはならない。

第12 間接補助の際に付すべき条件

市町村長は、事業実施主体に本補助金を交付するときは、事業実施主体に対して次の条件を付さなければならない。

- (1) 規則、本要綱及び要領に従うべきこと。
- (2) (1)のほか、本補助金に付されている条件を遵守するために必要な条件

第13 その他

規則及びこの要綱に定めることのほか、補助事業の遂行に関し、必要な事項は、所長が指示するものとする。

附則 （令和7年6月16日）

- 1 この要綱は、令和7年6月16日から施行する。

別表

補助対象経費	補助率	補助金上限額	重要な変更
分娩舎・離乳舎の前室の整備（畜舎の改装及び用具の購入を含む）	2 分の 1 以内	1 0 0 万円	1 事業の追加・取り止め 2 事業実施主体の変更 3 補助金額の増加又は 30%を超える減少